エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長(旧札幌防衛施設局長を含む。)から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」(平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ))に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成６年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の３階建て以上で延べ面積6,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。また、代表者以外の構成員は、平成６年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積4,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

７　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイにします構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

８　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、「旭川㈿庁舎新設等建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成22・23年度において、独立行政法人日本原子力研究開発機構の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年12月４日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　武藤　元久

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

１　業種区分

⑴　建設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等

２　申請の時期

平成21年12月４日から平成22年１月31日とする。(ただし土、日曜日、祝祭日は除く。)なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

当機構所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事)(測量・建設コンサルタント等)」(以下「申請書」という。)は、以下の当機構ホームページからダウンロードすることにより入手できる。また、別記１に掲げる配布場所においても配布する。

http://www.jaea.go.jp/02/format/index.html

⑵　申請書の提出方法

競争参加資格は、当機構のすべての拠点に有効なものとなるので、申請書に次の書類を添え、別記１に掲げる提出場所のいずれか１拠点に郵送又は持参すること。(郵送の場合は書留郵便又は配達記録郵便とし、平成22年１月31日当日消印有効)。

①　建設工事

イ　経営事項審査結果通知書の写し

ロ　営業所一覧表

ハ　建設共同企業体協定書の写し（該当する場合のみ）

ニ　共同企業体調書（該当する場合のみ）

ホ　納税証明書又はその写し

②　測量・建設コンサルタント等

イ　登録証明書の写し

ロ　技術者経歴書

ハ　営業所一覧表

ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ホ　財務諸表類

ヘ　納税証明書又はその写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書類及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当すると認められる者で、３年以内の定めた期間を経過しない者。

⑶　建設工事を希望する者で建設業法第３条の許可及び同法第27条の23に規定による経営事項審査を受けていない者

⑷　測量等を希望する者で営業に関し法律上必要な登録を有していない者

⑸　申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

５　競争参加者の資格及び審査

競争に参加できる者の資格審査は、当機構が定める「競争参加者資格審査要領」によって行う。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

平成22年４月１日から平成24年３月31日までとする。なお、上記２のとおり他の時期に申請した場合は、資格を付与されたときから平成24年３月31日までとする。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

http://www.jaea.go.jp/01/koukai/mado.html に示す情報公開窓口。

別記１　申請書の配布場所及び提出場所

〔掲載順序　拠点名　郵便番号　所在地等〕

⑴　本部

〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松４―49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部契約調整課　電話029―282―4079

⑵　東海研究開発センター（原子力科学研究所）

〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　管理部調達課　電話029―282―6879

（核燃料サイクル工学研究所）

〒319―1194 茨城県那珂郡東海村村松４―33　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　管理部調達課　電話029―282―1111

⑶　大洗研究開発センター

〒311―1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002　独立行政法人日本原子力研究開発機構　大洗研究開発センター　管理部調達課　電話029―267―4141

⑷　敦賀本部

〒914―8585 福井県敦賀市木崎65―20　独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀本部　業務統括部調達課　電話0770―21―5025

⑸　那珂核融合研究所

〒311―0193 茨城県那珂市向山801―１　独立行政法人日本原子力研究開発機構　那珂核融合研究所　管理部経理課　電話029―270―7234